

⑥国際規制物資の使用等に関する規則の 改正に伴う対応 — 提出書類・様式の経過措置等について —

原子力規制庁保障措置部門
2026年4月20日

1. 提出書類・様式の経過措置
2. 提出書類・様式に関する注意事項
3. 新国規則の様式の運用について
4. まとめ

1. 提出書類・様式の経過措置

- 国際規制物資の使用等に関する規則（令和6年原子力規制委員会規則第4号。以下「新国規則」という。）の施行により改正された報告様式については、令和8年9月30日（令和6年10月1日から起算して2年を経過する日）まで、国際規制物資の使用等に関する規則（昭和36年総理府令第50号。以下「旧国規則」という。）の旧様式により提出することができます。

⇒ 令和8年10月1日からは、新様式により提出する必要があります。

- 計量管理規定の変更認可申請に関して

今年10月までに必ず計量管理規定を新しい国規則に合わせて変更しなければならない、という法的な義務はありません。

ただし、計量管理規定の本文が旧国規則の条文番号や報告書名称のままとなっている場合、実務上の分かりにくさや、確認作業の負担が増えることが想定されるため、早めに新国規則を反映した規定へ変更することを推奨します。

➤ 国際規制物資の使用等に関する規則の様式を除く本則は、改正後の規定が適用されています。

① 提出書類・様式※1の**提出部数は1部**のみとしてください。

※1 国際規制物資の使用許可申請書、計量管理規定の認可/変更認可申請書及び新国規則第48条の各報告書を指します。電子化の推進、正本・副本の記載差異の排除等を目的として、旧国規則第7条第37項の正本・副本規定は廃止されました。

② **施設外の場所(LOF)※2の操業計画・受払計画等報告書は不要**ですので、作成されないようご注意ください。

※2 原子炉等規制法第55条第1項に規定する使用者(法第57条の6第1項に規定する旧使用者等を含む。)であって、国際規制物資を第52条第1項の許可を受けた使用の目的に使用するもののうち、保障措置協定第98条 I に規定する施設を有しない者を指します。施設附属書(Facility Attachment)を持っていない核燃料物質使用者と同義です。

- 新国規則第48条の受払計画、輸出計画及び輸出(輸入)実施計画に関する様式は以下のとおり運用しています。

① 以下の新様式では、**保障措置検査等で提出・収去された試料の受払いについて、記載を省略**することができます。

- **操業計画・核燃料物質受払計画等報告書(様式12)**

同報告書の備考3のとおり、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の8の2第2項第3号の規定により提出をさせ、又は第68条第1項、第4項、第7項若しくは第8項の規定により収去した試料の受払いについては、記載を省略することができます。

- **核燃料物質輸出計画報告書(様式13)**

- **核燃料物質輸出(輸入)実施計画報告書(様式14)**

操業計画・核燃料物質受払計画等報告書の備考3を準用し、保障措置検査等で提出・収去された試料の受払いについては、記載を省略することができます。

② 核燃料物質輸出(輸入)実施計画報告書(様式14)

- 「改定日米原子力協定発効に伴う核燃料物質、減速材物質、設備の計量及び管理について」(昭和63年9月9日SG出第158号)により連絡した報告書の運用を変更するものではなく、当該運用を新国規則においても明確化したものです。
- このため、各社の計量管理規定やLOFの計量管理規定の雛型のとおり、輸出にあっては梱包の1か月前、輸入にあっては施設到着日の2週間前までに核燃料物質輸出(輸入)実施計画書により報告してください。

- 令和8年10月1日からは、新国規則に基づく新様式のみが有効です。
- 提出書類・様式の提出部数は1部のみとしてください。
- 施設外の場所(LOF)の操業計画・受払計画等報告書は不要です。
- 以下の新様式では、保障措置検査等で提出・収去された試料の受払いについて、記載を省略することができます。
 - 操業計画・核燃料物質受払計画等報告書(様式12)
 - 核燃料物質輸出計画報告書(様式13)
 - 核燃料物質輸出(輸入)実施計画報告書(様式14)
- 核燃料物質輸出(輸入)実施計画報告書(様式14)は、輸出にあつては梱包の1か月前、輸入にあつては施設到着日の2週間前までに報告してください。

【参考】国際規制物資の使用に関する報告書(様式等)

※計量管理規定の雛型、管理されたアクセスの変更報告に係る非法定様式を含む

<https://www.nra.go.jp/activity/hoshousochi/shitsumon/youshiki/youshiki.html>

トップページ>法令・文書・手続>申請・手続等>規制に関する申請等の手続等>国際規制物資の使用等に関する手続等>8.申請様式等>国際規制物資の使用に関する報告書(様式等)

- 日IAEA保障措置協定又は二国間原子力協定の履行に必要な範囲において、対象者には、核燃料物質の受払いに関する計画等の報告が求められている。この報告については、協定ごとに対象者、提出期限等が異なることから、報告書の統合又は分割が必要
- IAEA向けの施設操業計画報告書と核燃料物質受払計画等報告書を統合

記載事項	旧	新
報告書名	施設操業計画報告書 核燃料物質受払計画等報告書	操業計画・核燃料物質受払計画等報告書
提出時期	当該期間の初日の2月前まで 当該期間の開始前まで	当該期間の初日の1月前まで
報告概要	操業に関する計画を毎年1月1日から6月30日までの期間及び7月1日から12月31日までの期間について報告 <u>受払いに関する計画及び実在庫量の確認の実施</u> に関する計画を1月1日から6月30日までの期間及び7月1日から12月31日までの期間について報告	操業に関する計画、 <u>受払いに関する計画及び実在庫量の確認の実施に関する計画</u> を毎年1月1日から6月30日までの期間及び7月1日から12月31日までの期間について報告
報告の根拠	第7条第14項 第7条第15項	第48条第13項

参考3-1. ②核燃料物質輸出計画報告書

- カナダ又は豪州向けに、核燃料物質受払計画等報告書のうち、カナダ国籍又は豪州国籍の核燃料物質に係る第三国移転計画に関する事項の分割が必要

記載事項	旧	新
報告書名	核燃料物質受払計画等報告書(のうち、カナダ国籍又は豪州国籍の核燃料物質に係る第三国移転計画に関する事項) 核燃料物質受払計画等変更報告書	核燃料物質輸出計画報告書
提出時期	当該期間の開始前まで	当該期間の初日の2月前まで(カナダ) 当該期間の初日の1月前まで(オーストラリア)
報告概要	変更後すみやかに 受払いに関する計画及び実在庫量の確認の実施に関する計画を1月1日から6月30日までの期間及び7月1日から12月31日までの期間について報告	変更後すみやかに カナダを供給当事国とする核燃料物質について再処理を目的として第三国へ輸出しようとするときは、その計画を1月1日から6月30日までの期間及び7月1日から12月31日までの期間について報告 オーストラリアを供給当事国とする核燃料物質を第三国へ輸出しようとするときは、その計画を1月1日から6月30日までの期間及び7月1日から12月31日までの期間について報告
報告の根拠	第7条第15項 第7条第16項	第48条第14項 第48条第15項 第48条第18項

- 核燃料物質の輸出入について、IAEA等への事前通告の期日を担保するために、国規則における輸出入の実施計画報告書の提出時期、報告概要及び報告の根拠を、輸出、輸入及び変更に応じて3分割したことに伴い規定上も分割が必要

記載事項		旧	新
報告書名		核燃料物質 <u>輸入(輸出)</u> 実施計画報告書	核燃料物質 <u>輸出(輸入)</u> 実施計画報告書
提出時期	輸出	<u>輸入又は輸出実施予定日前</u>	<u>核燃料物質の積載予定日の1月前まで</u> <u>核燃料物質の輸入予定日の2週間前まで</u> <u>変更後すみやかに</u>
	輸入		
	変更		
報告概要	輸出	核燃料物質を <u>輸入し、又は輸出する場合に、相手国名及び予定数量等について報告</u>	核燃料物質を輸出する場合に、相手国名及び予定数量等について報告
	輸入		核燃料物質を <u>輸入する場合に、相手国名及び予定数量等について報告</u>
	変更		<u>既に提出した核燃料物質輸出(輸入)実施計画報告書の記載内容に変更が生じたときはその内容について報告</u>
報告の根拠	輸出	第 <u>7</u> 条第 <u>18</u> 項	第48条第 <u>16</u> 項
	輸入		第48条第 <u>17</u> 項
	変更		第48条第 <u>18</u> 項

- 追加議定書に基づきIAEAが実施する補完的なアクセスにおいて認められている管理されたアクセスについては、日本国政府があらかじめその実施の要請をIAEAに対して行うことが必要
- このため、加工事業者等は、旧国規則第7条第34項(国規則第48条第29項)に基づき、年に1回、管理されたアクセスの対象としたい場所を報告しているが、当該場所に変更が生じる場合は、その変更の内容を原子力規制委員会に報告することが必要

報告書名	提出時期	報告概要	報告の根拠
管理されたアクセスの可能性のある場所及びその理由の変更に係る報告書	変更決定後すみやかに	既に提出したサイト内建物報告書の管理されたアクセスの可能性のある場所及びその理由に変更が生じたときは、その内容について報告	法律 第67条第1項 規則 第48条第30項